（建設工事・建設コンサルタント業務）　消費税率 10%

入　札　心　得

下　諏　訪　町

（趣旨）

第１条　競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札公告、別に備える設計図書、建設工事請負契約書（案）又は委託契約書（案）、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

（入札保証金の納付）

第２条　入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の１００分の５以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

(1) 入札参加者が保険会社との間に、町を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証契約書を町長に提出して確認を得たとき。

(2) 入札参加者が過去２年間に、町、国又は他の地方公共団体と、種類及び規模を同じくする契約を２回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

２　落札者が契約を締結しないときは、納めないこととした金額に相当する金額を納付しなければならない。

（入札の方法）

第３条　入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入の上、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。ただし、電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）の場合は、公告又は指名競争入札通知書に示した日時までに、別に定める方法により提出するものとする。また、町長が特に認めるときは、入札書を郵送又は持参により提出することができるものとする。

２　入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**見積もった総額の１１０分の１００に相当する金額を記載**し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。

３　入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を町長に提出して確認を受けなければならない。

４　入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

５　一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

（公正な入札の確保）

第４条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の辞退）

第５条　入札参加者は、入札執行の完了に至るまで、電子入札の場合は、電子入札システムにより入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送等（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出し

て行う。

⑶ 電子入札の場合は、電子入札システムにより入札辞退届を提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（経営事項審査結果通知書）

第６条　建設工事の入札参加者は、当該入札に係る契約予定日の１年７月前の日の直後の営業年度終了の日の経営事項審査の結果（以下「経審結果」という。）の通知を受けていなければならない。

２　入札参加者は、前項の経審結果の通知を受けていないときは、入札を辞退しなければならない。

３　第１項の契約予定日は、第１６条第１項ただし書きの仮契約においては、本契約の予定日とする。

（入札の取りやめ等）

第７条　入札参加者が協定し、又は不穏な行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

２　入札会開会時に、入札参加者が２者に満たないときは、原則として入札を執行しないものとする。ただし、電子入札の場合はこの限りではない。

（入札の無効）

第８条　次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

⑴ 入札に参加する資格がない者の入札した入札書

⑵ 同一人が入札した２通以上の入札書

⑶ 入札参加者が協定して入札した入札書

⑷ 訂正した金額に訂正印のない入札書（金額を訂正する場合は、当該金額すべての数字を書き直し訂正印を押すこと。）

⑸ 記名、押印のない入札書

⑹ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

⑺ 下諏訪町低入札価格調査に関する事務処理要領第６条に規定する工事費内訳書の提出のない入札書

⑻ 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

（開札）

第９条　開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。ただし、電子入札の場合は、別途要綱に定める。

（落札者及び落札価格の決定）

第１０条　入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した他の者を落札者とする。

⑴ 最低制限価格を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満であるとき。

⑵ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

⑶ 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき。

２　前項第２号又は第３号に該当する入札を行った者は、町長の行う調査に協力しなければならない。

３　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。

４　前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当町の職員にくじを引かせるものとする。
５　電子入札案件において、落札者となるべき同価格の者が２人以上いた場合は、電子入札システムにより入札書を提出する際に入札者が選択した３桁の番号（以下「くじ番号」という。）を電子入札システムに入力し、システムのくじ機能により落札者を決定する。
６　前項の場合において、書面により入札書を提出した入札者については、あらかじめ入札書に記入してある３桁の番号をくじ番号として電子入札システムへ入力する。なお、くじ番号の記載のない場合又は判別のできない場合は、発注者が任意のくじ番号を入力できるものとする。
７　前６項において、事後審査型一般競争入札案件の場合は、落札者を落札候補者に読み替えるものとする。
８　前項において、事後審査により入札参加資格を満たしていると認められる場合は、当該落札候補者を落札者とする。
９　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

（低入札価格調査実施の判定及び入札の終了）
第１１条　建設工事の入札において、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、下諏訪町低入札価格調査に関する事務処理要領（以下「低入札価格調査要領」という。）の規定により、低入札価格調査を実施するか否かを判定する。
２　判定結果及び入札の終了の方法については、次の各号のとおりとする。
⑴　最低価格入札者の入札価格が失格基準価格未満の場合には、低入札価格調査をすることなく当該入札者を失格とし、次順位者に対して前項に規定する判定を行うものとする。
⑵　最低価格入札者の入札価格が失格基準価格以上の場合は、次のとおりとする。
ア　予定価格が1,000万円未満の場合は、落札者と決定し、入札を終了する。
イ　予定価格が1,000万円以上の場合は、低入札価格調査の対象者(以下「調査対象者」という。)とし、入札執行者は落札者及び落札金額を後日決定する旨を告げた上で、入札を終了する。
３　前項の判定の結果、調査基準価格を下回る価格で入札をした者すべてが失格となった場合は、予定価格の制限の範囲内において、かつ、調査基準価格以上の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者と決定し、入札を終了するものとする。

（低入札価格調査）
第１２条　前条第２項第２号イにより入札を終了したときは、速やかに低入札価格調査を実施するものとし、低入札価格調査要領に規定する低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）の審議により、調査対象者と契約することの適否を決定する。
２　委員会は、調査対象者の当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であるかどうかを審議し、調査対象者との契約を適当である旨の決定をしたときは、当該調査対象者を落札者と決定する。
３　委員会が調査対象者との契約を不適当である旨の決定をしたときは、不適当とされた者及び前条に規定する判定により失格とされた者を除く入札者のうち、最低の価格で入札した者に対して前条に規定する判定を行う。
４　調査対象者は、調査に協力しなければならない。

（再度入札）
第１３条　当初の入札を開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ち

に当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行うものとする。ただし、当初の入札において辞退した者及び失格又は無効となる入札を行った者は、再度の入札に参加できないものとする。また、電子入札の場合は、公告等に示す再度入札における入札書の提出期限までに、電子入札システム、郵送、持参により提出するものとする。

（入札保証金の処理）

第１４条　入札保証金は、落札者が決定したとき直ちに、還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。

（契約保証金の納付）

第１５条（A）　落札者は、契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を町長に寄託しなければならない。

⑴ 契約保証金の納付

⑵ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

⑶ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

⑷ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

⑸ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の１０分の１以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

⑴ 契約金額が５０万円未満であり、かつ、落札者が当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

⑵ 当初設計金額が５０万円以上５００万円未満の契約で、落札者が過去２年間に町、国又は他の地方公共団体と、種類及び規模を同じくする契約を２回以上誠実に履行した実績を有するもので、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

３　契約の相手方（以下「契約者」という。）が契約を履行しないときは、契約金額の１０分の１に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

４　落札者が第１項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

第１５条（B）　落札者は、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る）を付さなければならない。

２　前項の場合において、保証金額は、請負代金額の１０分の３以上としなければならない。

３　請負代金の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の１０分の３に達するまで、町長は、保証金額の増額を請求することができ、契約者は、保証金額の減額を請求することができる。

［注１］（A）は、金銭的保証を求める場合に使用する。

［注２］（B）は、役務的保証を求める場合に使用する。

（契約の締結）

第１６条　落札者は、落札決定後５日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が５，０００万円以上の工事については、仮契約とする。

２　前項ただし書きの工事については、下諏訪町議会の議決を経た後に本契約が締結されたものとみなす。

３　契約に要する経費は、契約者の負担とする。

（工事の着手）

第１７条　契約者は、契約（本契約）締結後１０日以内に、工事に着手しなければならない。

（技術者の配置等）

第１８条　契約者は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を配置しなければならない。

（下請負人の使用）

第１９条　契約者は、契約した工事において下請負人を使用又は変更するときは、契約金額にかかわらず、その下請の状況を文書で町長に報告しなければならない。

２　契約者は、契約した工事の入札に参加した者を下請負人として使用してはならない。

（異議の申立）

第２０条　入札参加者は、入札後、この心得、設計図書、契約書（案）及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（備考）

工事等に要する材料の購入及び物品購入の場合にもこれに準ずる。